

令和5年度 服装規定・学校生活の約束

生徒指導部

次の約束は、落ち着いた学校生活を過ごし、学習や諸活動の成果を高めるためのものである。

●服装や頭髪は『そのまま入試に臨めるもの』を基本とし、華美で装飾的なものは避けること。

●トラブル防止の観点から、高価なものを学校に持ち込まない。また、私物には記名をすること。

●他を思いやる心を大切に、当たり前ことは互いに注意し合いながら、よりよい生活を過ごせるよう心掛けること。集団生活の中で、善悪を正しく判断できる価値観を育むことを目的とする。

1. 通学服について

(1) **Aタイプ** 【標準】 標準型の黒の学生服 【夏服】 白ワイシャツ（開襟シャツも可）、黒の標準ズボン

Bタイプ 【標準】 標準型の紺のセーラー服 【夏服】 白丸襟ブラウス（開襟シャツも可）、ジャンパースカート

※標準服Aは、左襟に校章をつける。 ※標準服B・夏服Bは、左胸に校章をつける。

※式典時（入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式など）、Bタイプのスカートは白を着用する。

※夏（6月）・冬（10月）を目安とし、各家庭の判断で衣替えを実施する（移行期間は

特に設けない)。

(2) **ベルト** 【A】 **黒・紺・茶**のもので、幅2～4 cm程度のもので、二穴やスタッズ付きなど、装飾的なものは不可。

【B】 とも布のベルトを使用する。

(3) **外履き** 体育の授業で使える運動靴とし、紐付きで**白・黒・紺・グレーが基調**のもの。華美なものとは不可。

(4) **靴下** **白・黒・紺・グレー**のいずれか。柄物など、華美なものは不可。

ストッキングは**黒**のものを着用する。レギンスはくるぶしまである、**黒**のものを着用する。

※式典時の靴下は、くるぶしが完全に隠れる白の靴下とする。柄の入っているものは不可。

(5) **防寒具** ①コートは**黒・紺・グレー**の「スクールコート」「ハーフコート」「Pコート」「ダッフルコート」等を着用する。

→ベンチコートなど、個人のロッカーに収納できないものは不可とする（部活動では着用可）。

②マフラー・ネックウォーマー・手袋は、**華美でない落ち着いた色のもの**を着用する。

→登下校時のみ着用し、校舎内では使用しない（部活動などでは、担当教師の指示を仰ぐ）。

2. 校内服について

(1) **体操服** 白の体操服、黒のミドルパンツ。体操服の裾はズボンにしまう。体操服は名札をつけ、

記名する。

(2) **ジャージ** 学校指定の青ジャージ。上ジャージは名札をつけ、記名する。チャックは名札よりも上まで閉める。

(3) **上履き** 学校で指定されたものを着用する。学年別にライン色を定める（緑・青・赤）。

(4) **防寒着** 青ジャージの下にトレーナーまたはセーター（白・黒・紺・グレーで、華美でないもの）を着用してもよい。

長袖のインナーを着用する際は、ジャージを着用する。ハイネック・タートルネックは不可とする。

→服装は体の大きさにあったものを着用し、ジャージの袖や裾をまくるなど、だらしなく見えないよう配慮する。

他に、制服や校内服から中に着ている下着・防寒着が見えないよう配慮する、靴の踵を踏まないなど、

目上の人と接する際に、失礼のない服装や身だしなみであることを常に心がける。

3. 鞆について

①安全面・機能面を重視したリュック型で、個人ロッカーに入る大きさのものとする。

②**暗色系で落ち着いた色**のもの。華美なものは不可。アクセリは目印として、こぶし程度のも一つまで。

③自転車通学者は、荷台（後ろかご）に鞆を入れて登下校するため、荷台からはみ出さないもの。

④荷物が多い場合は、セカンドバッグを使用してもよい。ただし登下校の際、安全面に十分注意すること。

4. 身だしなみについて

(1) 頭髪

- ①お互いに気持ちよく生活できるように、清潔な髪型を心がける。
- ②勉強や運動の際に、髪が邪魔にならないようにする。長さの目安として、前髪は目にかからない程度、後ろ髪は襟にかからない程度まで。後ろ髪が肩にかかる場合は、目立たないゴムでまとめる。
- ③使用するヘアピン・ゴムは**暗色系の落ち着いた色**のものを使用する。華美で装飾的なものは不可。

(2) 登下校の服装

- ①部活動の朝練習がある場合は、制服の下に部活動指定のウェアを着用して登校してもよい。
ただし、部活動終了後に部室またはトイレで着替えを済ませ、校内服で学校生活を送ること。
- ②再登校の場合は、制服・校内服のいずれかで登校する（部活動の際は指定のウェアを着用できる）。
- ③自転車通学者は天気予報を確認し、雨天時にはレインコートを着用する。レインコートの下は校内服でも良いが、**セパレート式のもの**は上下ともに着用すること（校内服が見える状態で登下校しない）。**下校時に雨が上がった場合は、制服またはレインコートで下校する**（原則、校内服での下校は不可）。
- ④突然の豪雨など、やむを得ない場合は生徒指導主任、あるいは教頭・校長の判断で校内服下校の許可を出す。

(3) 留意事項

- ①学業に専念する観点から、手入れの必要な髪型・化粧・ネイルなどといった装飾行為は禁止

とする。

(例) 整髪料の使用/染色・脱色/パーマ・モヒカンなど極端な髪型/化粧/カラーコンタクト/
マニキュア…

②安全の観点から、ピアスやネックレス、ブレスレットなどアクセサリー類の持ち込み・着用は認めない。

ただし部活動等、治療目的で必要と認められる場合には、担当教員と相談した上で使用を認める。

③制汗剤や日焼け止め、保湿クリーム等は**無香料**のものとし、使用する場所（トイレ等）など周囲に配慮する。

また、ゴミは必ず持ち帰ること（ゴミが見つかった場合、持ち込み不可とする場合がある）。

5. 所持品について

①身分証明書、ハンカチ、ちり紙、筆記用具、通学バックは常に持参する。

②私物には学年・組・氏名をはっきりと書き、決められた場所に整理して保管する。

③教科書等の授業で使う教材は、家庭学習に支障の出ない範囲で、決められた場所に置いてもよい。

④水筒の中身は**水・お茶・スポーツドリンク**とする。**ペットボトルを使用する場合は、ボトルカバーをつける。**

⑤学校（学習）に関係ないものは持ち込まない。不要物の持ち込みが判明した場合、保護者に返却する。

(例) 携帯電話/スマートフォン/ゲーム機器/漫画や雑誌/お菓子/ジュース/カッター（危険物）/金銭

(貴重品) …

6. その他

- ①別紙「1日の基本的な生活の流れ」を参照し、時間とルールを守って生活すること。
- ②無断で他の教室に入ったり、他人の持ち物に手を触れたりしてはいけない。
- ③消火栓・消火器・火災報知器・警報機・防火扉等の防火防災機材には手を触れないこと。
- ④階段は各学年で決められた場所を使い、他学年の教室の前を通らない。B棟へは用事のない限り立ち入らない。

→ 1 学年…東階段（グラウンド側） / 2 学年…西階段（体育館側） / 3 学年…中央階段（7
ゴ ンルーム横）

※体育館・武道場への移動教室時は西階段、第二理科室への移動教室時は中央階段を使って
よい。

- ⑤放課後、諸活動で残っている生徒は決められた完全下校時刻までに校門を出る。

| | | | | | | | |
|-----|--------------------------|------|--------------------------|------|--------------------------|------|--------------------------|
| 4 月 | 17:30 | 5 月 | 17:30 | 6 月 | 17:30 | 7 月 | 17:30 |
| 9 月 | 17:30 | 10 月 | 17:15 (上旬) 17:00 (下旬) | 11 月 | 16:45 (上旬) 16:30 (下旬) | 12 月 | 16:30 |
| 1 月 | 16:30 (上旬) 16:45 (下旬) | 2 月 | 17:00 (上旬) 17:15 (下旬) | 3 月 | 17:30 | 長期休暇 | 17:00 (春・夏) 16:30 (冬) |